

諏訪中央病院 LED 照明設備賃貸借（長期継続）プロポーザル審査要領

諏訪中央病院 LED 照明設備賃貸借（長期継続）を実施するにあたり、本業務に最も適した提案者を特定するため、本要領を定める。

1 審査方法

- (1) 審査は、評価項目を点数化（満点を 100 とする。）して評価を行い、各審査委員の評価結果を集計し、その評価点の合計を「審査会評価点」とする。
- (2) 審査の結果、審査会評価点の最も高い者を特定者として特定する。最も高い評価点が同点で 2 者以上ある場合は、特定者は委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。ただし、審査会評価点が満点の 6 割に満たない場合は、特定しないものとする。

2 審査会の設置

(1) 任務

審査会は、最も適した提案者の選定に関する事を審議する。

(2) 審査委員

委員は次に掲げるものとし、会長は院長があたる。会長に事故があるとき又は会長が欠けた時には、事務部長がその職務を代理する。

No.	役職	職名
1	会長	院長
2	委員	事務部長
3	委員	業務課長
4	委員	看護部長
5	委員	技術部長
6	委員	技術副部長（臨床工学科）

3 審査に関する事項

- (1) 審査は、提案書に記載された提案内容がプロポーザル実施要領及び仕様書に定める条件を満たしていることを前提とし、別表の評価基準により審査する。
- (2) 審査は、プレゼンテーション方式で行い、提案書類、プレゼンテーション、ヒアリングの内容を評価基準に基づき評価する。
- (3) 1 提案者あたり、プレゼンテーションを 20 分以内とし、質疑応答は 5 分程度とする（参加者数に応じて変更する場合がある）。なお、質疑応答で得られた回答は、提案に含まれるものとする。
- (4) 審査に使用するモニター（またはプロジェクター、スクリーン）は発注者が用意するが、パソコン等は提案者が用意すること（HDMI ケーブルは主催者側で用意する。）。
- (5) 説明は提案書に沿って進めること。ただし、照明設備等のデモンストレーションを実施する場合はこの限りではない。
- (6) 提案者の出席定員は 4 名以内とする。